

災害時安否確認の情報提供に関する取扱いについて

1 安否確認をする範囲

豊中市内で生活する居宅系・日中系・短期入所の障害福祉サービス利用者を対象とします。

2 安否確認の重複

協力事業者間で利用者が重複することで、同一人に対して複数の安否確認が行われることが想定されますが、非常時における情報の漏れを防ぐ観点から、情報提供にあたっての調整等はありません。

3 情報提供を求める災害

以下の災害が発生した場合、協力事業所は利用者の安否確認を実施して豊中市に情報を提供してください。

- ◆豊中市内で震度6弱以上の地震（気象庁発表情報）が発生した場合、また、市が必要と判断した場合

4 報告書様式内の「要援助」とは

安否確認の段階で知りえた、地域住民や協力事業者の援助だけでは対応が困難なケースです。今後、優先的に援助が必要となる方の援助に関する情報を提供する場合に「要援助欄」にも記載し、状況等を備考欄に記入してください。

ただし、一次避難所へ避難が確認されたケースについては、チェックや備考欄への記入は不要です。

5 個人情報の取扱いについて

大規模災害発生時における利用者の安否情報については、人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため緊急やむを得ない場合は、豊中市個人情報保護条例により、本人の同意がなくとも本人以外からの情報収集及び行政機関への提供が可能となります。

6 伝達手段について

豊中市への情報提供に際しては、可能な限り電子メールを活用することとし、メールが活用できない場合はファクスを利用してください。なお、停電等で電子メールやファクスが使用できない場合には、事業所の近くの地域包括支援センター（本センター）へ様式を提出してください。